

〔赤穂義人錄上〕堀部金丸嘗懲舍、居兩國橋西矢藏巷、去本莊○吉良義央居所略、爲近以故約衆來過與俱○中於是良雄等四十七人○畢來會兩國橋上、衆皆衷甲以革夾鎧在頭、襲革短服各杖短槍代棍、如往救火者狀○下

〔三王外記憲王〕元祿十六年十一月辛未、滻公邸失火、延燒方二十里、兩國橋焚、避火者不得過墮水而死者七八百人、

〔泰平年表常憲院〕元祿十六年十一月廿二日、丑刻江戸大地震、(中略) 橋々落人多死、

〔江都管鑰秘鑑〕元祿十六年十一月廿二日、丑刻江戸大地震、(中略) 其外

夫子産鄭國の政をとり、其乘輿を以て人を漬渭に渡す人々を得て盡難き事を難ず、去ば巨川に橋して民人渡る事を得る、正に是仁政之宥なり、我大都會の内にも橋水長なるものをあげて、その由來を尋るに記すべき事多くあり、先兩國を始、新大橋の事は、享保之頃、御老中大久保佐渡守殿町奉行坪内能登守を呼給ひ、仰渡れけるが、程なく向後本所奉行支配たるべきよし也ける、程なく亥年四年享保に至て本所奉行の持を止られ、町奉行の持となりたるは、亥の四月四日の事なりとぞ、此月御用番井上河内守殿なり、月番之町奉行大岡越前守を召て、中の間にて左之通り御書付御渡被成候とぞ、

### 兩國橋

### 新大橋

向後町奉行支配ニ成候條可得其意候、

亥四月四日

右御書付越前守拜見有時、猶亦河内守殿仰られけるは、此度本所奉行之役さし止られ候ニ付、本所處々橋々町方へ附候分は各支配たるべし、兩國橋、新大橋之義は、目立候橋故御書付にて申達